



## 東京都立五日市高等学校と 「課題解決力の高い地域人を育成する『五日市メソッド』 開発に向けた連携に関する協定」を締結しました

あきる野市と東京都立五日市高等学校は、相互の人的資源及び知的資源の交流、活用を図ることで、地域課題の把握及び解決に向けた方策の考案並びに実施、地域の発展並びに地域の若者の人材育成に資することを目的に、1月29日に連携協定を締結しました。

### ○連携協力事項

- (1) 地域コミュニティの振興に関すること。
- (2) 地域の産業及び観光の振興に関すること。
- (3) 地域の自然環境の保全及び利活用に関すること。
- (4) 地域の安全安心及び防災に関すること。
- (5) 健康及び福祉の向上に関すること。
- (6) 教育の振興及び子育て支援に関すること。
- (7) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (8) 地域の魅力の発信に関すること。
- (9) 人材の育成に関すること。
- (10) その他目的を達成するために甲と乙が必要と認める事項

東京都立五日市高等学校における課題解決力の高い地域人を育成する  
「五日市メソッド」開発に向けた連携に関する協定書

東京都立五日市高等学校において、地域の課題を教材とし、課題解消のための探究活動を実践することで、地域社会や生徒に望ましい変容をもたらすカリキュラム「五日市メソッド」の開発及び検証を進めるに当たり、あきる野市（以下「甲」という。）と東京都立五日市高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「五日市メソッド」の開発及び検証を進めるに当たり、甲と乙の人的資源及び知的資源の交流、活用を図ることで、様々な分野において相互に連携協力し、地域課題の把握及び解決に向けた方策の考案並びに実施、地域の発展並びに地域の若者の人材育成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) 地域コミュニティの振興に関すること。
- (2) 地域の産業及び観光の振興に関すること。
- (3) 地域の自然環境の保全及び利活用に関すること。
- (4) 地域の安全安心及び防災に関すること。
- (5) 健康及び福祉の向上に関すること。
- (6) 教育の振興及び子育て支援に関すること。
- (7) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (8) 地域の魅力の発信に関すること。
- (9) 人材の育成に関すること。
- (10) その他目的を達成するために甲と乙が必要と認める事項

（実施条件）

第3条 前条に掲げる事項の連携協りに当たっての形態、実施条件、実施方法及び事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（連携の推進）

第4条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、相互に窓口を定め協議を行う。

（費用負担）

第5条 第2条に掲げる事項の連携協りに係る費用については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（施設の利用）

第6条 甲及び乙は、連携協りに当たり、教員、職員、生徒等の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（守秘義務）

第7条 本協定に基づく事業を行う上で、甲及び乙がお互いに知り得た情報は、第1条に定める事項を遂行するためだけに使用するものとし、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合を除く。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（改廃）

第8条 この協定の改廃を行うときは、甲及び乙が協議の上、その内容を決定する。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

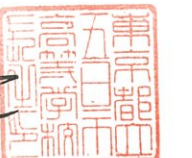
甲 東京都あきる野市二宮350番地  
あきる野市  
市長

村木英幸



乙 東京都あきる野市五日市894番地  
東京都立五日市高等学校  
校長

田母神武浩





## 「変りゆく街並 五日市」写真展示を行っています

昨年「あきる野フィルムコミッション無料上映会～未来のアーカイブ～」で上映した、「変りゆく街並 五日市」のDVDを中央図書館ほか市内図書館にて貸し出しています。

これに合わせて、同作品制作時に撮影されていた、檜原街道拡幅工事前の写真展示を行っています。

### 1 展示期間

2月15日（土曜日）～3月15日（日曜日）

※毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）を除く

### 2 展示時間

午前9時～午後10時

### 3 展示場所

五日市地域交流センター展示室（五日市出張所2階）

### 4 展示写真

五日市東町交差点から上町交差点にかけて北側32枚、南側39枚

（1976年頃撮影）







## 東秋留駅周辺グルメマップ

### 「東秋留グルメマップ」が完成しました

平成30年9月10日に学校法人明星学苑明星大学と締結した「包括的な相互協力・連携に関する協定」に基づき、あきる野商工会と三者で連携し、秋川渓谷の食の魅力をもPRするため、JR五日市線の各駅周辺のごグルメマップを作成しています。

昨年度は秋川駅周辺のごグルメマップを作成しましたが、今年度は東秋留駅周辺地区におけるごグルメマップを作成しました。

地元ごグルメを地域内外へ情報発信することにより、地域への誘客及び周遊の促進を図ります。

- 1 マップ名称 東秋留ごグルメマップ
- 2 発行部数 30,000部  
(折込22,900、商工会1,500、飲食店600、その他5,000)
- 3 掲載店舗 東秋留駅周辺地区飲食店12店舗
- 4 配布場所 新聞折り込み、観光案内所、飲食店など
- 5 作成者 明星大学経営学部学生



#### 【問合せ】

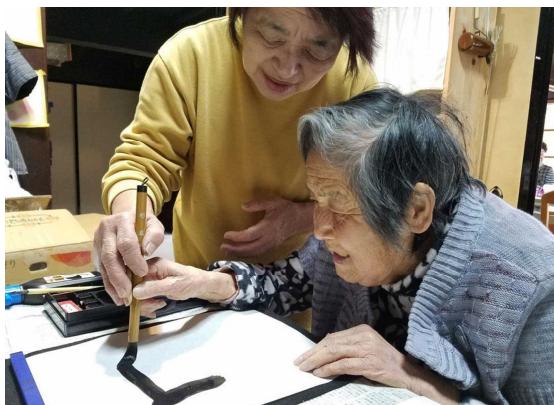
- あきる野市商工振興課 ☎042-558-1111 (内線2531・2532)  
あきる野商工会 ☎042-559-4511  
明星大学学長室広報課 ☎042-591-5670



## 生きがい・やりがい・支え合い 介護支援ポイント制度が変わります

市では、高齢者の社会活動と地域貢献を奨励・支援し、ボランティア活動を通して、高齢者が生き生きと元気に暮らすことができる地域社会をつくることを目的に介護支援ポイント制度を実施しています。このたび、より多くの方に活動していただけるよう、登録及びスタンプ数の評価を見直しました。介護保険施設などで行ったボランティア活動に対して、1時間ごとに1スタンプ(1日2スタンプまで)を付与し、翌年度1スタンプ当たり、100円の交付金に換金できます(各年度の換金限度額は5千円)。

- 1 対象 市内在住の65歳以上の方で要介護認定や要支援認定を受けていない方
- 2 活動方法 希望する日時、場所、活動内容により、あきる野市社会福祉協議会が調整します。
- 3 内容 ボランティア保険に加入いただき、市内の介護老人福祉施設や通所介護 施設などで活動できます。



あきる野市主催（共催）等の行事予定（令和2年3月～令和2年5月）

期日	行事名称	場所	主管課
2月29日(土)	児童館こども芸術祭「舞台発表の部」	秋川体育館	子ども政策課
3月7日(土)	生涯学習シンポジウム「市民と協働で進める生涯学習」	あきる野ルピア3階ルピアホール	生涯学習推進課
3月中旬	秋川溪谷デジタルフォトコンテスト【秋・冬の部】結果発表	—	観光まちづくり推進課
3月2日(月) ～4月30日(木)	マイナンバーカード申請用の無料写真撮影と申請書の書き方サポート	市役所1階コミュニティホール	市民課
3月21日(土)	地域子ども育成リーダー提案事業「親子で楽しむピアノ&マリンバ（木琴）コンサート」	秋川ふれあいセンター	子ども政策課
3月28日(土)	めざせ健康あきる野21 ふれあいウォーク	草花公園周辺	健康課
4月8日(水)	めざせ健康あきる野21 ふれあいウォーク	二宮神社周辺	健康課
5月16日(土)	あきる野環境フェスティバル2020	都立秋留台公園	環境政策課